



相澤 巧 議員
aizawa takumi

問 福祉灯油受給条件の拡大を

答 前向きに検討します ——— 町長

福祉灯油の受給条件の緩和を

福祉灯油受給申込受付のチラシが配布されました。施策として大変有意義なものと考えています。

しかし、受給条件が前年収入85万円以下で、町民税非課税世帯となつていきます。年収85万円の生活は、大変厳しいものであり、うち生活保護者は対象外ですので、ごく僅かな世帯のみが対象となつてい

ると想定されます。厳しい収入の中で頑張っている世帯に、収入条件を緩和して対象世帯を拡大すべきと考えます。町長の見解を求めます。

大森町長 昨年条例改正し、灯油以外の暖房を利用しては、かたまたでに対象範囲を広げたことにより、8世帯が増え、53世帯に支給することになりました。管内の市町では、灯油の値下がり等を理由

に実施の見送りをする自治体があります。その中町においては、毎年実施し、今年度も11月末までに、44世帯からの申請があり、41世帯の支給決定を行っています。

対象世帯の拡大については、今年度事業を実施していることから、翌年度中に収入条件の緩和など含め、見直しの協議、条例改正に向けた検討を前向きに考えていきます。

高校通学費の助成拡大を

6月定例会では、町長から「函館方面に通う生徒への助成は考えてない」との回答でした。先ほど同僚議員からも質問があつたとおり「道南いさりび鉄道」が開業されます。現在でも函館方面へ通学させることが大変という中での運賃増額です。先ほどの町長の答弁では「値上げ分を助成をする」とのことでしたが、それ以上の助成増額の考えはありませんか。

大森町長 6月定例会で回答したとおり助成は考えていません。今回はあくまでも「道南いさりび鉄道」への変更に伴う増額分を助成するという事です。

一 福祉灯油等支給事業を行います一

町では、昨年引続き一定の要件を満たす世帯を対象に福祉灯油等支給事業を実施します。下記の要件に該当すると思われる方(世帯)は、夜場町民税又は、各地区担当の民生委員(裏面記載)へ申請してください。

どんな世帯が対象となるの？

- ・生計を一つにしている世帯で、今年度町民税非課税世帯かつ前年の収入が86万円を超えない世帯(どちらにも該当すること)であり、次のいずれかに該当する世帯
- (1)世帯員が65歳以上(11月1日現在)の世帯
- (2)ひとり親家庭等医療費安否確認を交付されている世帯
- (3)精神障害者保健福祉手帳を交付されている世帯
- (4)重度心身障害者医療費安否確認を交付されている世帯
- (5)特別児童扶養手当を受給している世帯
- (6)療育手帳を交付されている世帯

※ただし、(3)、(4)、(6)の交付該当者が施設入所している場合は除く
※対象世帯は11月1日現在に本町内に居住し、現に住民基本台帳に登録されている世帯とします。
※年金収入については、遺族年金や障害者年金等も含まれます。
※収入は、世帯主だけでなく世帯員の合計収入で審査します。

どんな世帯が対象とならないの？

- ・次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。
- (ア)今年度の町民税が課税されている世帯
- (イ)世帯の前年収入の合計が85万円を超えている世帯
- (ロ)生活保護を受給している世帯
- (ハ)世帯員が病院等に入院している場合
- (ニ)世帯員が福祉施設等に入所している場合
- (ホ)世帯員が矯正施設に収容されている場合
- (ヘ)盲老以外の他に居住又はそこで生活をしている場合

※住民票上、世帯分離をして単独世帯となっていますが、実際には65歳未満の方と同居している場合は対象となりません。

どんな方法で支給されるの？

- ・1世帯あたり福祉灯油券(1枚180gを5枚)として900分、電気・薪等を標準に使用している場合は、12月1日の灯油単価900円相当の現金を支給します。(福祉灯油券は年末までに各地区担当民生委員が各世帯を訪問し配布。電気・薪使用の方は口振振込といたします。)

申請受付・期限はいつまでなの？

- ・申請受付・期限は、11月11日(水)～11月30日(月)までとなります。期限が過ぎても何らかの理由があれば1月末日まで随時申請を受付します。申請書は、町民課窓口で用意しています。
- ・昨年支給該当となり、今年も要件を満たしていると思われる世帯には、民生委員が訪問し申請書を持参しますが、申請書等が置いていないが対象となると思われる方は下記担当までご連絡ください。

〈問合せ先〉 本古内町夜場 町民課民生グループ
社会福祉・年金担当 電話 2-3131(内線123・124)

全戸配布された福祉灯油のチラシ

定例会 一般質問 特 集 常任委員会 意見書 お知らせ